

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年7月30日
【会社名】	株式会社ワッツ
【英訳名】	WATTS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平岡 史生
【本店の所在の場所】	大阪市中央区城見一丁目4番70号 住友生命OBPプラザビル
【電話番号】	06(4792)3280(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 福光 宏
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区城見一丁目4番70号 住友生命OBPプラザビル
【電話番号】	06(4792)3280(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 福光 宏
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 871,816,000円 オーバーアロットメントによる売出し 137,918,400円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年7月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年7月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	800,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年7月30日(火)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成25年7月30日(火)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から120,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、平成25年7月30日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年8月7日(水)から平成25年8月12日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	800,000株	871,816,000	-
計(総発行株式)	800,000株	871,816,000	-

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、平成25年7月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1、2	- （注）3	100株	自 平成25年 8月13日（火） 至 平成25年 8月14日（水） （注）4	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年 8月19日（月）

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年 8月 7日（水）から平成25年 8月12日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.watts-jp.com/ir/news_release.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額（会社法上の払込金額）は資本組入れされません。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年 8月 6日（火）から平成25年 8月12日（月）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年 8月 7日（水）から平成25年 8月12日（月）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年 8月 7日（水）の場合、申込期間は「自 平成25年 8月 8日（木） 至 平成25年 8月 9日（金）」

発行価格等決定日が平成25年 8月 8日（木）の場合、申込期間は「自 平成25年 8月 9日（金） 至 平成25年 8月12日（月）」

発行価格等決定日が平成25年 8月 9日（金）の場合、申込期間は「自 平成25年 8月12日（月） 至 平成25年 8月13日（火）」

発行価格等決定日が平成25年 8月12日（月）の場合は上記申込期間のとおり、
となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、平成25年 8月20日（火）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 徳庵支店	大阪市鶴見区今津北五丁目11番8号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	640,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	80,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	48,000株	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	32,000株	
計	-	800,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
871,816,000	10,000,000	861,816,000

(注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年7月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額861,816,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限129,072,400円と合わせ、手取概算額合計上限990,888,400円について、平成27年8月期末までに440,000,000円を海外の当社グループへの出資金及び貸付金に、平成27年8月期末までに550,888,400円を国内の当社連結子会社である(株)ワッツオースリー販売及び(株)ワッツオースリー北海道への貸付金に充当する予定であります。

海外の当社グループへの出資金及び貸付金の内訳は、中国における現地法人設立の出資金として平成26年8月期末までに150,000,000円を、平成25年5月31日付けで当社出資株式の51%をCentral Department Store Limitedへ譲渡したことにより合併会社化したThai Watts Co., Ltd.への追加出資金として平成26年8月期に70,000,000円及び貸付金として平成27年8月期に70,000,000円の合計140,000,000円を、当社マレーシア子会社であるWatts Harrison's Sdn. Bhd.(注)への追加出資金として平成27年8月期末までに150,000,000円をそれぞれ充当する予定であります。

上記の出資金及び貸付金は、海外の当社グループにおいて新規出店の投資資金として、国内の当社連結子会社において新規出店の投資資金及び既存店舗の改修資金の一部として充当する予定であります。

当社は、これまで国内を中心に設備投資等を行ってまいりましたが、今後はアジアを中心とした海外においても積極的に新規出店を進め、事業競争力の強化及び収益力の拡充を進めてまいります。

(注) Watts Harrison's Sdn. Bhd.は平成25年5月31日現在、当社の非連結子会社であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	120,000株	137,918,400	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から120,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.watts-jp.com/ir/news_release.html）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年7月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成25年8月13日（火） 至 平成25年8月14日（水） （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成25年8月20日（火）であります。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成25年7月30日)現在、株式会社東京証券取引所JASDAQに上場されておりますが、平成25年8月20日(火)に株式会社東京証券取引所市場第二部への市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社(以下「野村証券」)が当社株主から120,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、120,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年7月30日(火)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当)を、平成25年8月29日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月22日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数その限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 120,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 割当先 野村證券株式会社
- (4) 申込期間(申込期日) 平成25年8月28日(水)
- (5) 払込期日 平成25年8月29日(木)
- (6) 申込株数単位 100株

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年8月7日(水)の場合、「平成25年8月10日(土)から平成25年8月22日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月8日(木)の場合、「平成25年8月13日(火)から平成25年8月22日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月9日(金)の場合、「平成25年8月14日(水)から平成25年8月22日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月12日(月)の場合、「平成25年8月15日(木)から平成25年8月22日(木)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社トリオ、平岡満子、有限会社アカリ、株式会社カシオペア、平岡史生及び衣笠敦夫は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年7月31日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年8月7日から平成25年8月12日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://www.watts-jp.com/ir/news_release.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下の「1. 事業の概況」から「5. 主要な連結経営指標等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

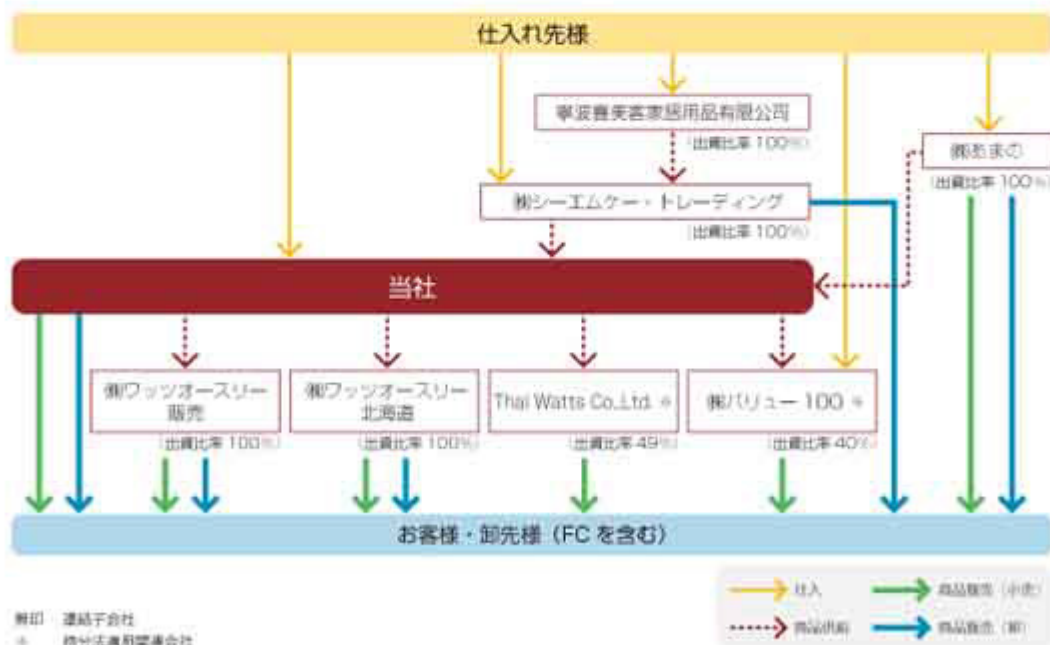
1. 事業の概況

当社グループは、「100円ショップ事業」において、文具、掃除、台所用品、衛生用品といった日用消耗品を中心に、取扱商品全てが100円という均一価格で小売する「100円ショップ」のチェーン展開を行っております。「meets」「シルク」の名称にて展開する直営店舗の運営を主な事業の内容とするとともに、他の小売販売会社への卸販売も行っております。

当社グループの基本戦略は「いい商品を安く売る仕組みの構築」であります。安く売る仕組みとは、ローコスト・オペレーションによって積み上げた利益を、企業規模の拡大や商品開発へ投資し、さらにいい商品を安く売る原動力とする好循環をつくりだすものであります。それを実現することにより、「お客様へ100円以上の価値とお買い得感のある商品を提供する」という当社の使命を果たしてまいります。

更に、当社グループの将来の成長を実現する為に、国内成長戦略と海外成長戦略を展開してまいります。国内成長戦略は、従来型店舗の出店を継続し手堅く収益を積み上げてまいります。また、新業態では収益性の確立とグループ内シェアの増加に挑戦します。海外におきましては、タイバンコクにおける均一ショップ「こものや」の合併会社化による成長の加速、また2カ国目以降の出店、中国での物流機能の構築を基に、グループの成長を牽引する業容の拡大を目指します。

主な事業の系統図は、平成25年5月31日現在、次のとおりであります。



(注) 平成25年5月31日付にて、Thai Watts Co.,Ltd. の株式の51%を譲渡し、合併会社化したしました。

2. 事業の内容

●100円ショップ事業

当社は、実生活雑貨を中心にお買い得感のある商品群をプライベートブランド「ワッツセレクト」として開発・販売し、店舗におきましてはローコストでの出選店とローコスト・オペレーションを継続することで、お客様の満足度の向上と店舗収益確保を両立させる努力を続けております。



ワッツセレクト

当社は、実生活雑貨を重点商品と位置づけ、独自に開発した台所・掃除・レジャー用品などを中心にした高品質でお買い得感のある商品をプライベートブランド「ワッツセレクト」として店舗へ投入しております。当社グループの店舗には、実生活に必要なお買い得な商品が豊富に陳列されていることを実感していただけるように努力を続けております。



●その他の業態

当社は、新たな事業を開発し、経営内容の多角化及び既存事業との連携による事業拡大を新たな成長の原動力にしたいと考えております。ナチュラル雑貨販売の「ブォーナ・ヴィータ」、生鮮スーパーとのコラボで路面単独店の「バリュー100」など、直接に消費者との係わりを持つ店舗の展開の中から、100円ショップ事業に匹敵する新しい収益源の構築に取り組んでいます。

また、海外におきましては、タイバンコクにおける均一ショップ「こものや」の合併会社化による成長の加速、また2カ国目以降の出店、中国での物流機能の構築を基に、グループの成長を牽引する業容の拡大を目指しております。

○こものや

タイバンコクにて均一ショップ「こものや」を8店舗**展開しております。



エカマイBIG-C店



シーコンバンケー店



メガバンナー店

○ブォーナ・ヴィータ

ナチュラル雑貨販売
15店舗**



○バリュー100

生鮮スーパーとのコラボ
1店舗**
(当社出資比率40%)



**各店舗数については、平成25年5月31日現在の数値を記載しております。

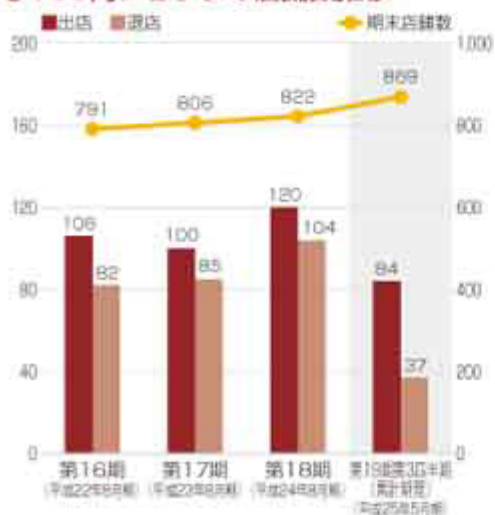
3. 店舗網の状況

当社グループの100円ショップ店舗は、平成25年5月31日現在869店舗であり、一部ロードサイド型独立店舗がありますが、その多くはショッピングセンター、スーパーマーケット、百貨店等の量販店内におけるテナント型店舗であります。上記事業を遂行するため、平成18年9月より物流センター運営を外部委託し、全国直営店舗及び卸売先への小口配送体制を確立するとともに、定番商品の一部につきましては、メーカー及び問屋の協力を得て、直送方式を取り入れております。

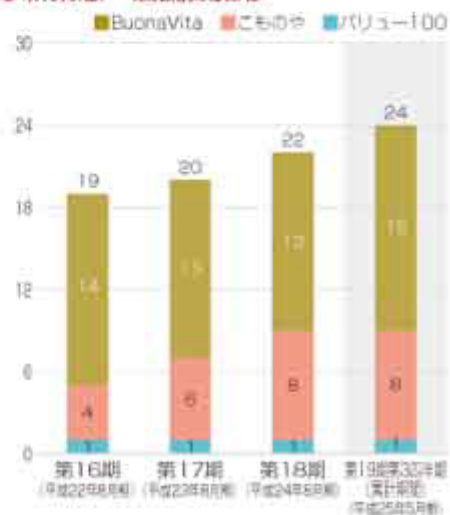


4. 店舗数の状況

●100円ショップの店舗数推移



●新業態 店舗数推移



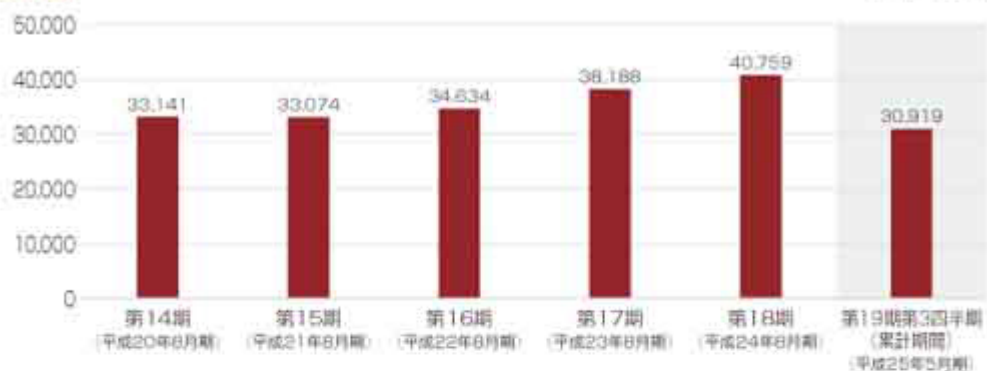
5. 主要な連結経営指標等の推移

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期第3四半期
決算年月		平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年5月
売上高	(千円)	33,141,354	33,074,737	34,634,784	38,188,015	40,759,175	30,919,561
経常利益	(千円)	987,195	911,611	1,542,635	1,985,799	2,055,065	1,714,912
当期（四半期）純利益	(千円)	412,030	564,870	726,873	1,018,413	1,177,241	1,004,344
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	—	—	—	1,015,358	1,167,910	1,065,321
純資産額	(千円)	2,735,659	3,251,283	3,916,924	4,791,833	5,816,555	6,692,097
総資産額	(千円)	11,243,726	11,284,218	11,952,809	13,476,344	14,805,503	15,425,807
1株当たりの純資産額	(円)	220.64	261.70	314.71	381.39	459.73	528.94
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	28.83	45.56	58.62	81.84	93.31	79.38
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額	(円)	—	45.24	57.40	80.82	93.14	—
自己資本比率	(%)	24.3	28.8	32.6	35.5	39.3	43.4
自己資本利益率	(%)	15.0	18.9	20.3	23.4	22.2	—
株価収益率	(倍)	6.1	4.6	4.3	4.9	5.4	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	246,151	367,613	1,471,023	1,514,716	1,927,886	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△216,555	△319,061	△418,848	△560,203	△542,800	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△226,765	△256,663	△348,390	50,346	△335,205	—
現金及び現金同等物の 期末（四半期末）残高	(千円)	1,521,426	1,336,369	2,037,909	3,039,110	4,086,621	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	213 (1,571)	230 (1,674)	254 (1,846)	311 (1,974)	325 (2,142)	—

- 注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び第19期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 平成20年11月4日付で、自己株式1,836株を消却しております。
4. 平成22年1月1日付で株式1株につき200株、平成25年3月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、当該分割の第14期の期首に行われたと仮定して遡及修正した数値を記載しております。

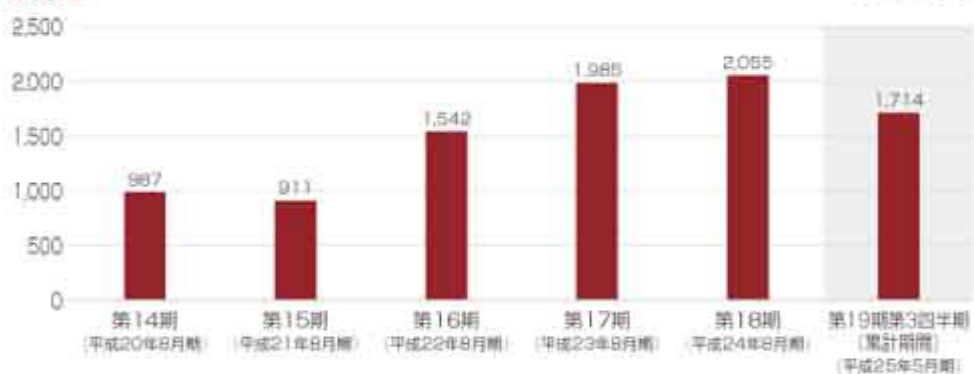
●売上高

(単位：百万円)



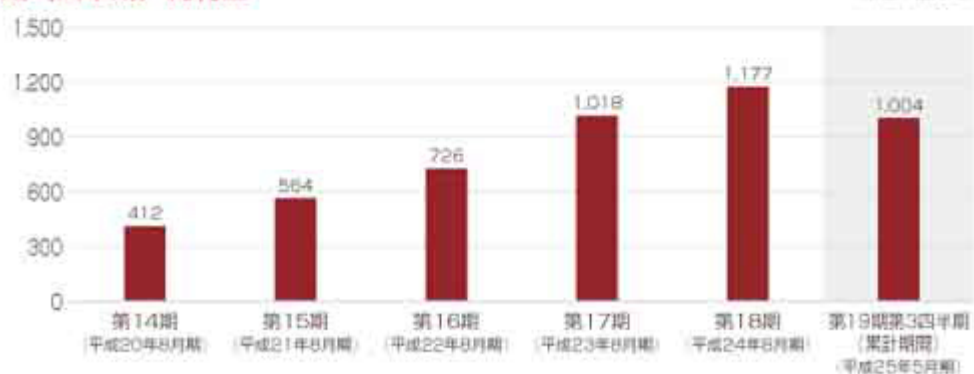
●経常利益

(単位：百万円)

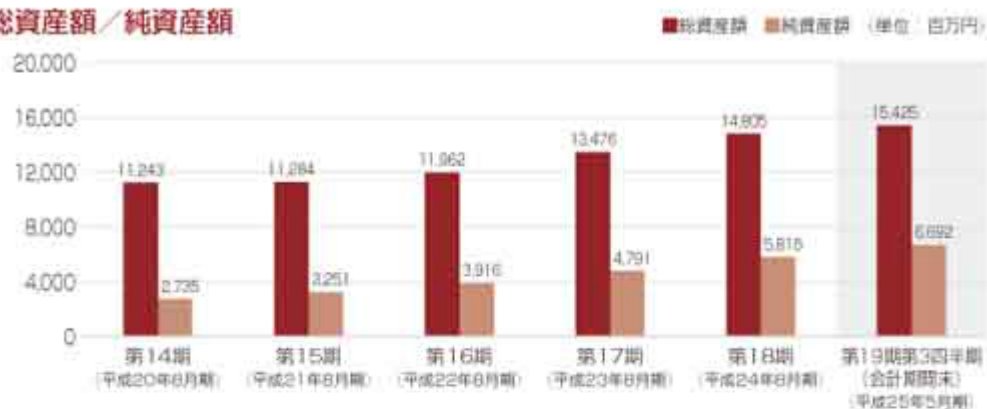


●当期（四半期）純利益

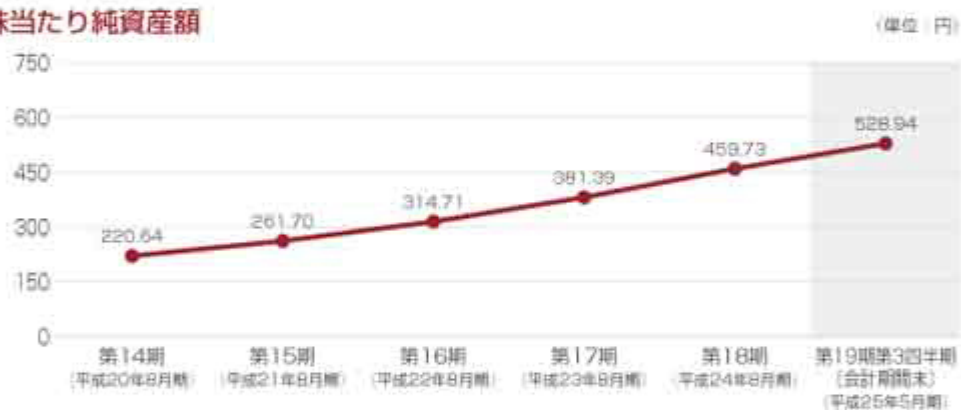
(単位：百万円)



●総資産額／純資産額

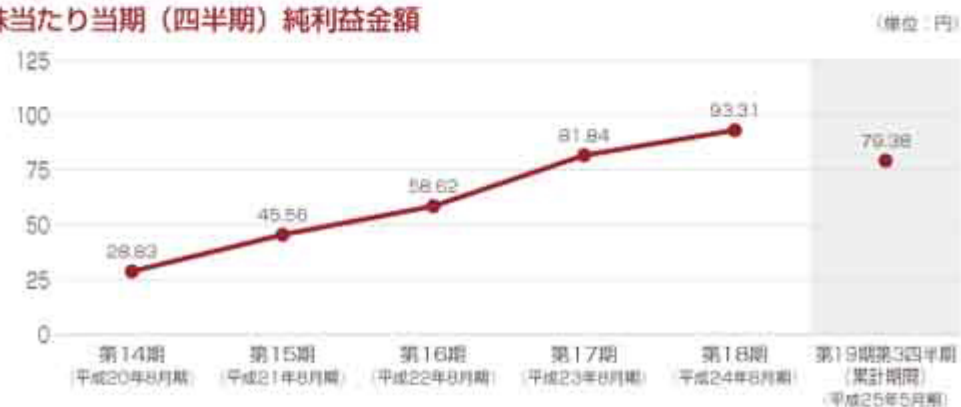


●1株当たり純資産額



(注) 平成22年1月1日付で株式1株につき200株、平成25年3月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、当該分割が第14期の報告に行われたと仮定して溯及修正した数値を記載しております。

●1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 平成22年1月1日付で株式1株につき200株、平成25年3月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、当該分割が第14期の報告に行われたと仮定して溯及修正した数値を記載しております。

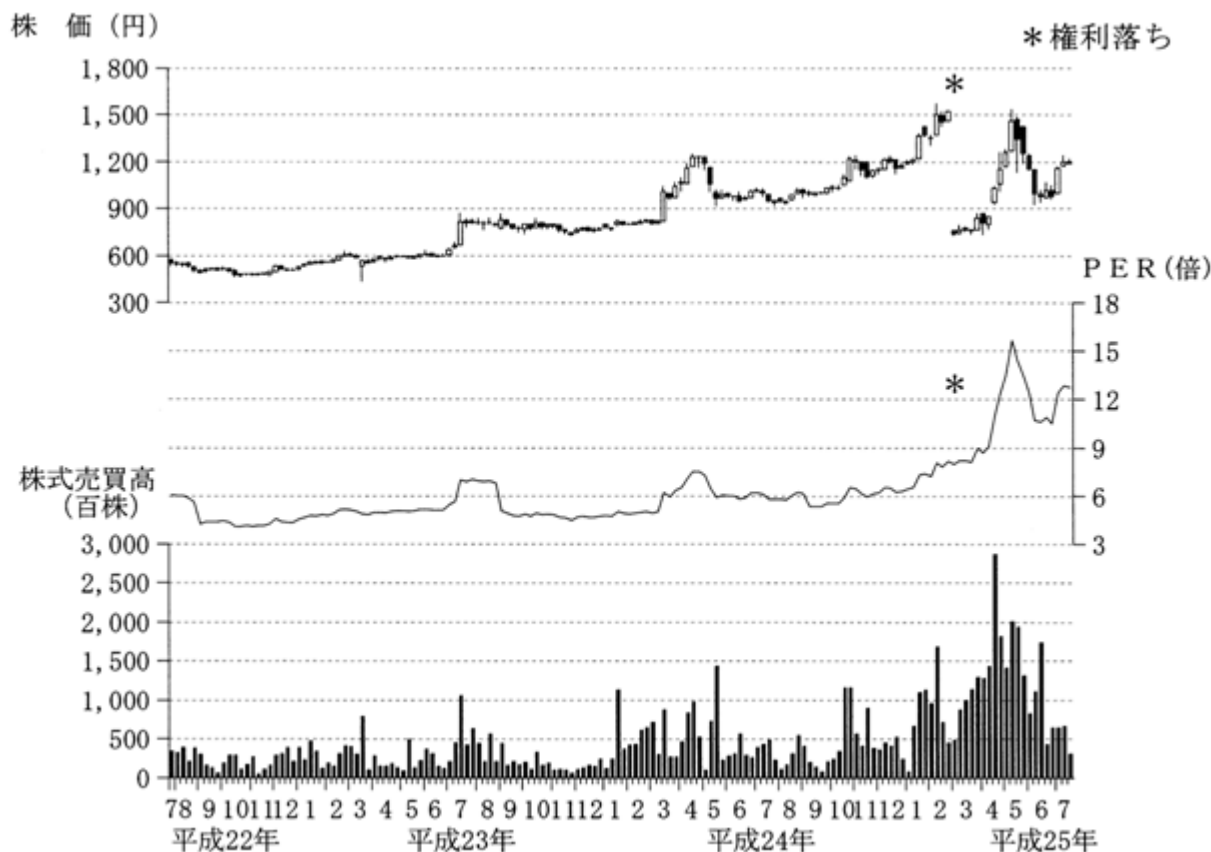
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年7月26日から平成25年7月12日までの株式会社大阪証券取引所（ ）及び平成25年7月16日から平成25年7月19日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年7月26日から平成22年8月31日については、平成21年8月期有価証券報告書の平成21年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。（平成22年1月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため。）

平成22年9月1日から平成23年8月31日については、平成22年8月期有価証券報告書の平成22年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年9月1日から平成24年8月31日については、平成23年8月期有価証券報告書の平成23年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年9月1日から平成25年2月25日については、平成24年8月期有価証券報告書の平成24年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年2月26日から平成25年7月19日については、平成24年8月期有価証券報告書の平成24年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用。（平成25年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っているため。）

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年1月30日から平成25年7月19日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、下記のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数（株）	株券等保有割合（％）
エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）	平成25年1月28日	平成25年2月1日	変更報告書	804,400	11.53
エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）	平成25年2月15日	平成25年2月22日	変更報告書	888,100	12.72
エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）	平成25年3月18日	平成25年3月25日	変更報告書（注）1	1,814,100	13.00
エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）	-	平成25年3月27日	訂正報告書（注）2	1,814,000	13.00

（注）1 当該変更報告書は、提出者が本店所在地を変更したことを事由として提出されたものであります。

2 当該訂正報告書は、平成25年3月25日付で提出された変更報告書の訂正に係るものであります。

3 上記大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは提出日において当社普通株式が上場されていた株式会社大阪証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年7月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成25年7月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月30日）現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

出退店政策について

当社グループで全国にチェーン展開をしている100円ショップは、特定の地域に重点的に出店する政策をとっておりません。出店の判断基準は、収益性が見込め、存続する店舗となりうるかどうかであります。賃借料、入居保証金その他費用の出店条件、商圈人口及び競業店舗の有無等を総合的に勘案して、収益性を見極めております。出店の判断は、各担当地域の責任者が行っておりますので、採算条件に合致する案件がない場合は、出店数の減少により業績に影響を与える可能性があります。また、売上より利益を重視する方針をとっておりますので、不採算店舗は積極的に退店してまいります。その結果、店舗数が減少し、業績に影響を与える可能性があります。さらに、当社グループの出店先は、ショッピングセンター、スーパーマーケット等量販店が中心になっているため、商業施設全体の閉鎖やテナントの入れ替え等により、退店を余儀なくされる場合があります。

従業員の確保、指導教育について

当社グループは、各地域のスーパーバイザー（正社員）が担当店舗のパート、アルバイト従業員の指導教育を行い、店舗運営は所定のマニュアルにより、このパート、アルバイト従業員に任せております。そのため、指導力のあるスーパーバイザーを確保できない場合は、パート、アルバイトへの指導が行き届かず、店舗運営のレベル及びお客様へのサービスの質が低下し、業績に影響を与える可能性があります。更に労務面においては、短時間労働者に対する社会保険の適用基準拡大や有給制度適用等により、新たに社会保険に加入するパート、アルバイトの増加等による費用負担が発生する可能性があります。

為替変動、商品市況について

当社グループがメーカー及び問屋から仕入れる商品には、中国を始めとする海外からの輸入商品が多くなっております。このため、為替レートの変動により、当社の業績に間接的に影響を与える可能性があります。また、原油や小麦粉の価格の上昇等により、プラスチック商品や食品の一部等は原価の変動幅が大きくなっており、当社の仕入コストの見通しが不安定になる可能性があります。

新規参入リスクについて

現在、100円ショップ業界はまだ業績を拡大させて居りますが、他業界からの100円ショップ事業への参入及び既存量販店内の均一販売コーナーの増加等、当社グループの主要事業の市場において競争が激化する傾向にあり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

在庫リスクについて

店舗数の増加に伴い商品在庫が増加し、また今後も店舗数の増加計画があり、更に増加してゆく予定であります。店舗における売場効率を維持するためには、常に新規商品の投入を行うとともに、陳腐化した滞留在庫の撤去及び処分を行う必要があります。今後、消費者動向の変化等により多額の滞留在庫が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

貸倒損失について

当社グループは出店に際し、家主に対して敷金、保証金の差入を行い、また一部のインショップ店では売上金を預けております。また、卸販売（掛売り）も行っており、これら出店先及び卸販売先の財務内容に応じて貸倒引当金を設定する他、現状出来る限りの保全対策を行っておりますが、破綻等が発生し貸倒損失が発生した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

システム障害に関するリスクについて

インターネット網の損壊やサーバーの故障、またコンピューターウイルスによる感染などにより、当社グループの商品発注・配送システムに支障が生じる可能性があります。これにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

事業の継続について

自然災害、その他突発的な事故により、店舗運営の休止や本社機能の停止に追い込まれ、売上減少や当社グループ全般の業績に影響を与える可能性があります。

海外での事業展開について

当社グループは、規模の拡大を目的として海外市場での店舗展開を目指してまいります。海外における事業活動は、経済の動向や為替相場の変動、また、投資、貿易、競争、税制等に関する法的規制の変更、商慣習の相違、労使関係、その他の政治的・社会的要因、異常気象により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

2 設備計画の変更

当社の設備計画について、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月30日）現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （仮称） （所在地）	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金 調達方法	着手及び完成予定		完成後 の増加 能力
				総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完成予定	
(株)ワッツオース リー販売 (株)ワッツオース リー北海道	meets.きらり タウン浜北エ ンチャー（静 岡県浜松市） 他200店舗	100円ショップ の運営及びその 付随業務	店舗の 新設	720,000	0	自己資金、 借入金、当 社からの投 融資資金	平成25年9月～ 平成27年7月	平成25年9月～ 平成27年7月	売上高 の増加
(株)ワッツオース リー販売 (株)ワッツオース リー北海道	meets.宇治東 アルプラザ （京都府宇治 市）他140件	100円ショップ の運営及びその 付随業務	店舗の 改装	300,000	0	自己資金、 借入金、当 社からの投 融資資金	平成25年9月～ 平成27年7月	平成25年9月～ 平成27年7月	売上高 の増加
上海望趣商貿有 限公司（仮称） （注）3	中華人民共和 国 上海市	100円ショップ の運営及びその 付随業務	店舗の 新設	150,000	0	当社からの 投融資資金	平成25年9月～ 平成27年8月	平成25年9月～ 平成27年8月	売上高 の増加
Thai Watts Co.,Ltd.	タイ王国 バンコク市	100円ショップ の運営及びその 付随業務	店舗の 新設	140,000	0	当社からの 投融資資金	平成25年9月～ 平成27年8月	平成25年9月～ 平成27年8月	売上高 の増加
Watts Harrisons Sdn. Bhd. （注）4	マレーシア プタリンジャ ヤ市	100円ショップ の運営及びその 付随業務	店舗の 新設	150,000	0	当社からの 投融資資金	平成25年9月～ 平成27年8月	平成25年9月～ 平成27年8月	売上高 の増加

（注）1 投資予定額には差入保証金、敷金を含んでおり、消費税等は含んでおりません。

- 2 資金調達方法欄の「当社からの投融資資金」は、当社が今回の自己株式の処分資金を当社グループへ投融資するものであります。
- 3 上海望趣商貿有限公司（仮称）は平成25年8月下旬に設立予定であります。
- 4 Watts Harrisons Sdn. Bhd.は平成25年5月31日現在、当社の非連結子会社であります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月30日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年11月28日に臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

- (1) 当該株主総会が開催された年月日
平成24年11月27日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分（第18期期末配当）の件
期末配当は当社普通株式1株につき金30円

第2号議案 第18期役員賞与支給の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分(第18期期末配当)の件	47,016	2,101	-	注1	可決 95.72
第2号議案 第18期役員賞与支給の件	46,986	2,131	-	注1	可決 95.66

(注) 1 各議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案に関して賛成が確認できた議決権の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、平成25年6月3日に臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 Thai Watts Co., Ltd.

住所 64/11 Moo.12, Kingkaew Road, Tambon Rachatewa, Amphur Bangplee, Samutprakarn 10540 THAILAND

代表者の氏名 代表取締役 平岡 史生

資本金 120百万タイバーツ

事業の内容 タイ国内における均一ショップの運営

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 1,200,000個

異動後 588,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 49%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当該子会社の株式の一部を現地の小売企業Central Department Store Limitedに譲渡し合併会社化することで、子会社でなくなったためであります。

異動年月日

平成25年5月31日

4 重要な子会社の設立

当社は、平成25年4月12日開催の取締役会において、次のとおり中国に現地法人(子会社)を設立することを決議いたしました。

(1) 設立の目的

当社グループが進めている海外事業において、タイ国に続く次なるステージとして、世界最大のマーケットである中国への進出をにらみ、販売の拠点となる現地法人を設立するものであります。

(2) 設立する子会社の概要

名称 上海望趣商貿有限公司

登記時に確定するため、現在のところ仮称であります。

本店所在地 中華人民共和国上海市黄浦区淮海中路177号2楼

代表者 董事長 平岡 史生

事業内容 中国国内における雑貨店の運営

資本金の額 150百万円

(3) 設立の時期

平成25年8月下旬(予定)

(4) 設立後の持分比率

当社 100%

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成24年11月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日	平成25年7月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月12日

株式会社ワッツ
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 岩井伸太郎 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 高田篤 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワッツの平成24年9月1日から平成25年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年9月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワッツ及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年11月27日

株式会社ワッツ
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 岩井 伸太郎

代表社員
業務執行社員

公認会計士 高田 篤

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワッツの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワッツ及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ワッツの平成24年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ワッツが平成24年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

株式会社ワッツ
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩井 伸太郎代表社員
業務執行社員 公認会計士 高田 篤

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワッツの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワッツの平成24年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。